# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2026（2025年6月1日から2026年5月31日）

監査法人八雲

目次

Ⅰ. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要
1．監査事務所の最高責任者からのメッセージ
2．事務所概要

Ⅱ. 経営管理の状況等
1．品質管理基盤
2．組織・ガバナンス基盤
3．人的基盤
4．IT 基盤
5．財務基盤
6．国際対応基盤
7．その他
（別紙）監査法人のガバナンス・コードの対応状況

当監査法人の事業年度は 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日です。

本報告書は 2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までを報告対象期間として作成していますが、必要に応じて、過去の経緯や今後の取組みについても説明しています。

## Ⅰ．監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

### １．監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当監査法人は、監査保証業務を通じて、クライアントにとって、本当に必要な知識・情報・サービスを提供すること、及び財務情報の信頼性を確保することにより健全な経済社会の維持と発展に寄与することを基本方針としています。

社会を取り巻く環境は日々変化していますが、品質管理を重視して実施いたします監査保証業務を通して、社会に貢献していきたいと考えており、以下の３つの行動目標を掲げています。

（１） 業務執行社員が現場へ出向き、効果的かつ効率的な監査を実施すること。

（２） クライアント様との信頼関係を構築すること。

（３） 一定以上の品質を確保した監査を実施すること。

当監査法人は、クライアント様との良好かつ適切な距離感を重視し、業務執行社員が現場に出向き、効果的かつ効率的な監査を実施することによって、クライアント様との信頼関係を構築することに加え、私たち自身も風通しがよく、個々の構成員の能力を最大限に引き出す組織を構築しながら、監査品質の向上に取組み、社会に貢献する法人を目指しています。

監査品質の向上については、本報告書の「Ⅱ．経営管理の状況等」に記載のとおり、６つの各基盤を整備運用することによって、取組みを実施してまいります。

当監査法人は、常に基本方針にも記載している「社会に貢献していきたい」を行動の念頭に置いて行動してまいります。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

監査法人八雲

代表社員・会長

大橋玲子

## ２．事務所概要

（１）監査法人八雲が提供する監査業務

当監査法人の名称については、設立当初からご縁をいただいておりますクライアント様の所在地が島根県でしたので、出雲国にかかる枕詞の「八雲立つ」に因んで、「監査法人八雲」といたしました。

当監査法人は、「監査業務」を中心に、業務執行社員が現場に出向きクライアント様との良好かつ適切な距離感を築き、中小監査法人のメリットを引き出した効果的かつ効率的な監査を行うことを目指しています。

当監査法人は、監査業務の遂行に当たり、以下の項目を重視しております。

・監査業務を通じての市場への貢献

昨今、企業は法令に基づいたアカウンタビリティだけではなく、全てのステークホルダーに対して、質・量ともに充実した説明責任の遂行が求められております。

ステークホルダーである市場から信頼を得るためには、経営者様が誠実に情報開示を行い、説明責任を遂行することが必要です。クライアント様が市場から信頼を得るための貢献を、監査業務を通じて行いたいと考えています。

・一定以上の品質を確保した監査業務

品質が確保された監査業務は、構成員である公認会計士の独立性を基盤とする高い倫理観と、不正を見逃さないスキルが必要となります。

当監査法人では、構成員の倫理観をより高めるための啓蒙活動として、毎年２回の全体研修会議を開催するとともに、会長から構成員への電子メール配信などの取組みを行っております。また、当監査法人は、上場会社のクライアント様を対象とした監査業務については、監査調書の電子化に移行しており、監査効率向上への取組みを行っております。

（２） 法人案内（2026 年 5 月 31 日現在）

法人の概況

| | |
|---|---|
| 名称 | 監査法人 八雲 |
| 設立 | 2014 年 6 月 |
| 代表社員・会長 | 大橋玲子 |
| 所在地 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷２－１－６ |
| 社員数 | 代表社員　４名　社員　２名 |
| 職員数 | 公認会計士（非常勤） 20 名　その他（非常勤）　１名 |

監査クライアント数

| | | |
|---|---|---|
| **大会社等** | 金融商品取引法・会社法 | 4 社 |
| **その他の会社等** | 会社法 | 2 社 |

| | | |
|---|---|---|
| | 学校法人 | 2 法人 |
| | 社会福祉法人 | 2 法人 |
| | 労働組合 | 1 法人 |
| | その他任意 | 3 社（法人） |
| | 合計 | 14 社（法人） |

（3） 沿革

| | |
|---|---|
| 2014 年 6 月 | 設立 |
| 2020 年 6 月 | 主たる事務所を東京都中野区に移転<br>従たる事務所を香川県高松市に新設 |
| 2022 年 7 月 | 従たる事務所を東京都世田谷区に新設 |
| 2024 年 4 月 | 主たる事務所を東京都渋谷区に移転<br>従たる事務所東京都世田谷区を廃止 |
| 2024 年 7 月 | 上場会社等監査人に登録 |

## Ⅱ．経営管理の状況等

### 1．品質管理基盤

（1）品質管理に関する基本方針

当監査法人は、品質管理に関する方針及び手続を定め、品質の保持が最優先であることを認識し、品質管理を行っています。

一定以上の品質管理体制を確保するために、定期的に全体研修会議を開催し、専門要員の能力向上に努めています。

監査業務に対しては、品質管理を充実させるために、当法人が定めた審査チェックリストに該当する特定の個別の事象については、事前に審査担当者の審査を受審し、さらに複雑な事象については専門的な見解を問合せする制度を整備・運用しています。

また、品質管理担当を中心として、監査マニュアルを定期時に改訂し、そのうえで、監査手続や文書化をモニタリングするなどの日常的監視や定期的な検証を実施しております。

（2）品質管理担当の役割

監査業務に対する品質管理は、被監査会社の業務執行社員をはじめとした監査チームが責任を担うこととなりますが、品質管理担当が監査チームをサポートしています、

品質管理担当は、代表社員・会長が担っていますが、品質管理の内容によっては、代表社員、社員、代表社員及び社員以外の公認会計士が担当しています。

具体的には、情報セキュリティについては橋川浩之代表社員と公認会計士 1 名が担当しております。

また、日常的監視、定期的検証については、品質管理担当を含む複数の代表社員、社員、

代表社員及び社員以外の公認会計士が担当しています。

なお、当監査法人の品質管理担当は、品質管理システムに関する業務に従事するほか、一定の制限のもとに個別監査業務に従事しております。したがいまして、品質管理システムに関する業務において、当該個別監査業務が自己レビューとなることがないように、当該個別監査業務に関与しない専担者以外の者が、品質管理業務を実施することとしております。

（3）職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

・職業倫理について

当監査法人は、当監査法人及び専門要員等構成員が、職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、当監査法人としての方針及び手続を定めています。

監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門要員がこれを遵守していることを確かめています。

・独立性について

当監査法人は、当監査法人及び専門要員等構成員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

また、当監査法人及び専門要員等構成員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。

| 独立性に関する検査（2026 年 5 月期）【AQI 独立性】 |
|---|

- 独立性に関する年次確認手続の回答率：100%
- 上記において認識された違反件数：0 件
- 新規受嘱に伴う利害関係チェックリストの回答率：100%
- 上記において認識された違反件数：0 件

・業務執行社員及び審査担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員及び審査担当者については、監査業務の品質が確保できるように留意して、ローテーションを実施しています。

ローテーションのルールは、以下のとおりです。

| 役割 | 最長期間 | インターバル期間 |
|---|---|---|
| 筆頭業務執行社員 | 7 会計期間 | 5 会計期間 |
| その他の業務執行社員 | 7 会計期間 | 2 会計期間 |
| 審査担当者 | 7 会計期間 | 3 会計期間 |

（4）契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。方針及び手続には、関与先の誠実性等について慎重に判断すること及び当監査法人が監査を実施するための適性、能力及び人的資源を検討すること等が含まれています。

新規の受嘱だけではなく既存のクライアント様に対しても、監査リスクが高くなるなど変化が生じた場合には、契約継続に関して慎重な判断を行うこととしています。

（5）審査の方針及び手続

当監査法人では、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めています。これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査委員の適格性及び審査の記録及び保存が含まれています。

全ての監査業務について、計画審査と意見審査を受審し、当監査法人が定めた審査チェックリストに該当する特定の個別の事象については、事前に審査担当者の審査を受審することとしています。

審査担当者については、能力や経験が十分に適格であるかについて、社員会で検討して選任しています。

（6）専門的な見解の問合せ

当監査法人では、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門的な見解の問合せチェックリストに該当する、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関しては、当監査法人外部の公認会計士に問合せを実施する体制を構築し運用しています。

なお、専門的な見解の問合せ先の選定に際しては、能力、適性について十分に検討して決定をしています。

（7）IT 監査

IT 監査については、業務に精通している代表社員、社員、公認会計士が担当しています。

担当者には、情報処理安全確保支援士などの資格者である公認会計士も含まれており、IT 監査のスキルの向上に向けての取組みを検討しています。

また、IT 監査を担当している者から 2 名のリスク管理委員を選任し、IT 統制等の監査業務の実効性を高める体制を構築し、運用を開始しています。

（8）監査品質向上への取組み

・社員会

監査品質の維持向上のためには、代表社員・社員自身が現行の監査の基準が求める手続の水準を充分に理解し、自らの責任において監査品質を確保する必要があります。

当監査法人では、社員会において、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告

書などの改正について確認し、理解を深める取組みを行っています。

・監査基準の理解のアップデート

継続的に現行の監査水準を理解し、日本公認会計士協会中小監査事務所グループが開催する研修に積極的に代表社員・社員が参加し、監査基準の理解のアップデートに努めております。

・専門要員全員が参加する全体研修会議の実施

当年度は 2025 年 12 月と 2026 年 3 月に 2 回の WEB 研修会議を実施し、監査基準の理解及び最新の会計基準の習得に努めております。

全体研修会議では、最高経営責任者、代表社員等が、当監査法人の監査マニュアルの改訂のほか、品質管理レビュー事例解説集、監査事務所結果事例集、その他の資料を参考にして、監査・品質管理に係るトピックス事項、インサイダー取引、情報セキュリティ、不正事例などを説明しました。

なお、研修会議の実施後、非常勤の専門要員については、内容の理解についてのアンケートを実施し、研修内容の理解が十分か確認しました。

【AQI 品質管理の達成】

公認会計士（非常勤）に対するアンケート（2026 年 1 月）　5 段階評価で実施

当監査法人が品質管理を重視していると思いますか　　平均 4.3

あなたの属する監査チームの監査品質が向上していると思いますか　平均 4.1

・クライアント様とのコミュニケーション

クライアント様の監査上のリスク等について深度ある意見交換をするため、監査チームは、監査計画段階で経営者様、監査役様等とのコミュニケーションを実施します。それ以外にも、必要に応じて積極的にコミュニケーションの場を設けており、適時適切に監査上のリスクを評価することができる体制となっています。

（9）品質管理のシステムの監視

当監査法人は、品質管理システムを監視するために、定期的な検証及び日常的監視を実施しています。監査業務の定期的な検証は、循環的に実施しています。

検証のサイクルは、通常 3 年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しています。

定期的検証結果については、社員会で報告し、改善事項に関する議論を活発に行い、改善状況の確認を行っています。

| 定期的検証　　【AQI システムの監視】 |
|---|

法人内部で実施した定期的検証の結果（2026 年 5 月期）

- 対象監査業務：2 業務
- 定期的検証において検出された、監査意見に影響を与える重要な指摘事項の件数：0 件
- 定期的検証の対象社員数　3 名

（１０）品質管理システムの評価結果

当監査法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクへの対応について、リスク評価プロセスをデザインし、適用するための方針及び手続を定め、日本公認会計士協会の監査事務所における品質管理ツール様式 1 及び様式 2 を参考にして検討しました。

品質管理システムに関する最高責任者である代表社員・会長は、2026 年 5 月 31 日を基準日とした評価の実施において、検証を実施した結果、不備が識別されなかったことから、当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していることを確認しました。

## ２．組織・ガバナンス基盤

（１）組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人は、最高意思決定機関である社員会で、重要案件、日常の重要事項を決定しています。

決定した重要事項のうち、専門要員全員に周知が必要な事項については、速やかに代表社員・会長がメールで周知すると共に、当年度については、2025 年 12 月と 2026 年 3 月に専門要員全員を出席対象とする全体研修会議を開催して、周知を深めました。

（２）組織図

当監査法人の組織図は、以下のとおりです。

（2026 年 5 月 31 日現在）

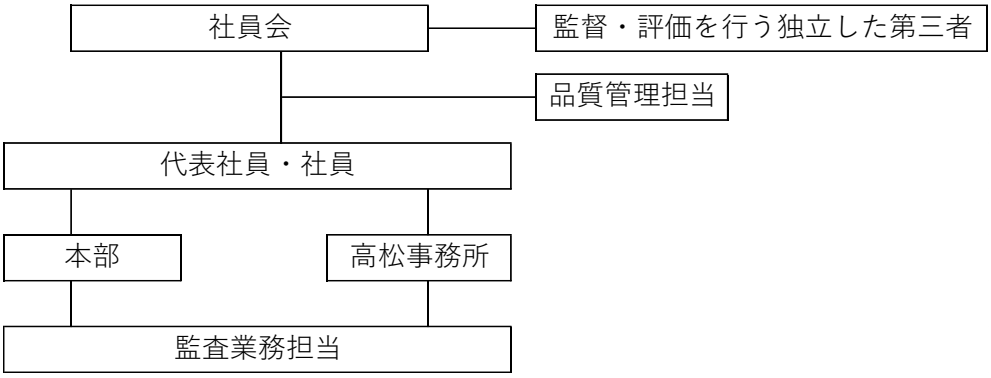


（3）社員会

当監査法人は、最高意思決定機関である社員会で、重要案件、日常の重要事項を全て決定しています。年1回の定時社員総会以外にも、代表社員、社員からの上程を受けて、適宜、臨時社員総会の招集及び開催を行い、意思決定を行っています。

当年度の社員会は、12回開催しました。

（4）最高経営責任者

当監査法人の最高経営責任者は、代表社員・会長であり、社員会の定めにより当監査法人を代表し、社員会決議に基づいて当監査法人の業務を執行します。

（5）監督・評価を行う独立した第三者

当監査法人の代表社員・社員に加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、企業において執行役員で経営機能に関わった経験があり、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する知見を有する小野明氏を、当監査法人の監督・評価を行う者として選任しています。小野明氏は、株式会社アドバンテストにおいて執行役員管理本部副本部長を経験され、経営企画サステナビリティ部長を経て現在CEO Officeに所属されています。

小野氏が、社員会、専門要員全員を対象とする全体研修会に参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されています。

（6）全体研修会議

代表社員・会長は、最高経営責任者としてのメッセージについて、ホームページを通じて法人の内外に発信するとともに、当監査法人内部に対しては年2回行われる全体会議の場において、当監査法人を取り巻く環境及び目指す方向性等についてのメッセージを伝達しています。

## ３．人的基盤

（１）業務運営に関する基本方針

一定の品質以上の監査業務の提供を達成するためには、専門要員に十分な業務実施時間及び研修時間を提供することによって、専門要員がバランスのとれた精神、健康な状態を維持することが必要と考えています。

当監査法人は、法人全体での業務量と人員のバランスを考慮し、担当者の割り振り、人材を採用し、構成員の労働環境が十分か確認を行っています。

（２）構成員の状況

人材の確保については、大手監査法人経験者等の採用を中心に行っています。

当監査法人の構成員の状況は、以下のとおりです。

構成員は、多種多様なバックグランドを持った人材で構成されています。

| | 2025 年 5 月末 | 2026 年 5 月末 |
|---|---|---|
| 代表社員 | 4 名 | 4 名 |
| 社員 | 2 名 | 2 名 |
| 公認会計士 | 16 名 | 20 名 |
| 事務職員 | 1 名 | 1 名 |
| 合計 | 23 名 | 27 名 |

（注）公認会計士は、全て非常勤であり、うち 1 名は情報処理安全確保支援士の資格を保有しております。

【AQI 人材】

専門要員のうち大手監査法人のマネージャー以上経験者は 10 名　38%（2026 年 5 月末）

男性以外の構成員　4 名　14%（2026 年 5 月末）

（３）人事評価

法人構成員のモチベーションを高めて、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、社員会で社員及び社員以外の専門要員に対する評価及び報酬に関する方針を策定します。この方針に基づき担当代表社員が評価を行っています。

担当代表社員の評価については、毎年 12 月に開催される社員会で、適切な評価が実施されているか十分に検討が行われたのち、承認されるプロセスとなっています。

なお、一定以下の評価の専門要員に対しては、会長が面談を行い改善に向けての対応について助言し、一定以上の評価の専門要員については、報酬に反映する等の措置がとられます。

社員への登用に関しては、社員会で検討しています。人的資源確保の点から、社員を登用する場合には、原則として非常勤の専門要員を対象として、実施した評価結果等を総合

的に勘案し、社員会で決定します。

（４） 人材教育に関する基本方針

公認会計士は、職業的専門家としての知識を継続的に更新するとともに、自らの能力開発を積極的に行うことが必要です。当監査法人においては、専門要員の研修・能力開発を組織的に担うため、研修担当社員が、専門要員にとって必要と思われる「公認会計士業務における情報セキュリティ」、「公認会計士及び監査法人におけるインサイダー取引防止対策～「インサイダー取引に関する Q&A」の解説」、「監査提言集の掲載事例（不正事例）」等の CPD 講座を指定し、CPD 単位取得の定期的な確認等を行っています。

また年 2 回の全体研修会議では、最高経営責任者、代表社員等が、品質管理レビュー事例解説集、監査事務所結果事例集、その他の資料を参考にして、監査・品質管理に係るトピックス事項、インサイダー取引、情報セキュリティ、不正事例などを説明し、専門要員の質問に答えるなど専門要員の理解の向上に努めています。

このような取組みの結果、専門要員個々の能力が向上し、当監査法人全体としての組織力向上に繋がり、クライアント様に対して質の高い業務を提供できるものと考えています。

CPD 取得状況（2026 年 5 月期）【AQI 人材】

職位別の CPD 平均取得単位 （単年度）/ CPD 取得義務達成率（３年間）

代表社員・社員：41 単位 / 100%

公認会計士（非常勤）：46 単位 / 100%

（５）構成員の兼業・副業

当監査法人は、構成員の兼業・副業等につきましては、様々なスキル、知識、専門性の獲得につながり監査品質のさらなる向上が期待されるため、法人業務に支障のない範囲において認めており、監査関与先との利益相反、独立性について定期的に確認を実施しております。

（６）非監査業務への取組み

当監査法人は、監査証明業務が主たる業務であり、非監査業務については主に監査業務に関連するものを受嘱する方針としております。

## ４．IT 基盤

（１）IT に関する基本方針

当監査法人では、専門要員は、Microsoft 社の SharePoint を監査業務その他業務全般に使用しています。専門要員が監査データなどを SharePoint のみに保存することにより、セキュリティレベルを高めるとともに、IT による業務効率化を推進しています。

（2）リスク管理委員会

リスク管理委員会は、当監査法人の情報システムに関する全般的な管理を行っています。

（3） 情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するための情報セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策基準を定めています。

情報セキュリティ・ポリシーにおいて、基本方針、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理教育体制、情報の分類、情報の保管期限、実施状況の点検などを定めており、品質管理責任者が定期的にセキュリティ実施状況の点検を実施することとしています。

情報セキュリティ基本方針を遵守するために、情報セキュリティ対策基準を設け、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、職員等行動基準などを定めています。また、万が一の情報漏洩に備えるべく、セキュリティインシデント管理基準を定めて、インシデント対応を行うことで被害や影響範囲を最小限に抑え、迅速に復旧し、再発を防止し、監査法人の事業継続を確保すること、クライアント様等関係者への被害が拡大しないよう努めています。

## 5．財務基盤

当監査法人の財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の 2 点について開示します。

（1）報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

| | 2025 年 5 月期 | 2026 年 5 月期 |
|---|---|---|
| 最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度 | 12.6% | 11.7% |

上記のとおり、15%ルールに抵触する状況はございません。

（2）売上高・自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、下記のとおりです。

| | 2025 年 5 月期 | 2026 年 5 月期 |
|---|---|---|
| 売上高 | 133 百万円 | 151 百万円 |
| 自己資本比率 | 46.6% | 52.3% |

## 6．国際対応基盤

当監査法人では、海外子会社等の監査や IFRS 対応が必要となるような監査業務は受

嘱しない方針のため、国際対応基盤の整備に係る積極的な対応は行っておりません。

## ７．その他

（１）通報制度の利用

当監査法人は、法人内外から広く監査に関する情報として、所属する専門要員の独立性に抵触する行為、インサイダー取引、保証業務先の不正・粉飾・その他法令違反行為、業務に関連する法令等の違反行為または違反する恐れのある行為等に係る情報受付窓口として、監査ホットラインを法人ホームページに設置しています。

ホームページに寄せられた情報は、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者である品質管理責任者が確認し、その内容を吟味し、関連する監査チームへの質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申立てを調査し、必要がある場合は、法律専門家に関与いただき、伝達、報告是正を行います。

（２）業界団体への積極的な参加

当監査法人では、以下の業界団体の活動に積極的に人材を派遣することにより、業界の発展に貢献しています。

・日本公認会計士協会の役員
・日本公認会計士協会地区会の役員
・日本公認会計士協会地区会の委員

（別紙）監査法人のガバナンス・コードの対応状況

「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、会計監査の信頼性を確保するために、取組みを行うことを認識しております。

当監査法人の対応状況について、以下のとおりご説明します。

| 監査法人が果たすべき役割 | | |
|---|---|---|
| 原則 1 | 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすために、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。 | |
| 指針 | | 当監査法人の取組 |
| １－１ | 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。 | Ⅱ．2.（１）組織・ガバナンスに関する基本方針、Ⅱ．2.（６）全体研修会議　にて記載しております。 |
| １－２ | 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 | 3 つの行動目標として　Ⅰ．１．監査事務所の最高責任者からのメッセージに記載しております。 |
| １－３ | 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきで ある。 | 監査品質の保持が最優先であることが当監査法人の方針であり、この方針を、構成員の評価、報酬等人事に関する手続きに反映しております。 |
| １－４ | 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。 | Ⅱ．3.（４）人材教育に関する基本方針　に記載しております。 |
| １－５ | 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の 位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・ 特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合に は、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。 | Ⅱ．3.　（５）構成員の兼業・副業、　Ⅱ．３.（６）非監査業務への取組み　に記載しております。 |

| | | |
|---|---|---|
| １－６ | 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等 との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、ど のような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべ きである | 現在ネットワーク等に加盟していないため、記載していません。 |

| 監査法人が果たすべき役割 | | |
|---|---|---|
| 原則２ | 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。 | |
| 指針 | | 当監査法人の取組 |
| ２－１ | 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。 | Ⅱ．２.（１）組織・ガバナンスに関する基本方針、Ⅱ．2.（３）社員会、Ⅱ．２.（５）監督・評価を行う独立した第三者 に記載しております。 |
| ２－２ | 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を<br>明らかにすべきである。 | |
| | ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 | Ⅱ．２.（３）社員会 に記載しております。 |
| | ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等の マクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 | Ⅱ．１.（８）監査品質向上への取組み に記載しております。 |
| | ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 | Ⅱ．3.（３） 人事評価、Ⅱ．3.（４）人材教育に関する基本方針に記載しております。 |
| | ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテ クノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 | Ⅱ．４.（１）IT に関する基本方針に記載しております。 |

| | | |
|---|---|---|
| ２－３ | 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。 | Ⅱ．３．（１）業務運営に関する基本方針、Ⅱ．３．（２）構成員の状況、Ⅱ．３．（３）人事評価　に記載しております。 |

| 監査法人が果たすべき役割 | | |
|---|---|---|
| 原則３ | 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監　督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべ きである。 | |
| 指針 | | 当監査法人の取組 |
| ３－１ | 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設　け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・　評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能　や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 | Ⅱ．２．（５）監督・評価を行う独立した第三者　に記載しております。 |
| ３－２ | 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、　自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。 | Ⅱ．２．（５）監督・評価を行う独立した第三者　に記載しております。 |
| ３－３ | 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。<br>・経営機能の実効性向上に資する助言・提言<br>・組織的な運営の実効性に関する評価への関与<br>・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与<br>・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与<br>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた　情報の検証及び活用状況の評価への関与<br>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者 | 監督・評価を行う独立した第三者は、業務執行に関与せず、独立した立場から経営機能の実効性向上に関する助言・提言を行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 等との意見交換への関与 | |
| ３－４ | 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時 かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。 | Ⅱ．２.（５）監督・評価を行う独立した第三者 に記載しております。 |

| 監査法人が果たすべき役割 | | |
|---|---|---|
| 原則４ | 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うため の業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 | |
| 指針 | | 当監査法人の取組 |
| ４－１ | 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備 し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 | Ⅱ．２.（９）品質管理のシステムの監視、Ⅱ．１.（３）社員会、Ⅱ．3.（４） 人材教育に関する基本方針 に記載しております。 |
| ４－２ | 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能 力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである | Ⅱ．3.（３） 人事評価、Ⅱ．3.（４）人材教育に関する基本方針に記載しております。なお、監査品質の保持が最優先であることが当監査法人の方針であり、この方針を、構成員の評価、報酬等人事に関する手続きに反映しております |
| ４－３ | 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 | |
| | ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が 行われること | Ⅱ．3.（１） 業務運営に関する基本方針、Ⅱ．3.（２） 構成員の状況 に記載しております。 |
| | ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与 えられること | Ⅱ．3.（５）構成員の兼業・副業、Ⅱ．3.（６）非監査業務への取組、Ⅱ．7.（２） 業界団体への積極的な参加 に記載しております。 |
| | ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、 計画的に活用する | Ⅱ．3.（２） 構成員の状況、Ⅱ．3.（３） 人事評価に記載しておりま |

| | | |
|---|---|---|
| | こと | す。 |
| | ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができ る環境を整備すること | Ⅱ．3.（４） 人材教育に関する基本方針、 Ⅱ．3.（５） 構成員の兼業・副業 に記載しております。 |
| ４－４ | 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとと も に、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意 すべきである。 | Ⅱ．1.（８） 監査品質向上への取組 に記載しております。 |
| ４－５ | ・監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備すると ともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。 | Ⅱ．7.（１） 通報制度の利用 に記載しております。 |

| 監査法人が果たすべき役割 | | |
|---|---|---|
| 原則５ | 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。 | |
| 指針 | | 当監査法人の取組 |
| ５－１ | 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価で きるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みに ついて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。 | 「業務及び財産の状況に関する説明書類」を当法人ホームページ上に開示しております。「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、当法人ホームページ上に開示しております。 |
| ５－２ | 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際 対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 | 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、当法人ホームページ上に開示しております。 |
| | ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれ ぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 | Ⅰ． １．監査事務所の最高責任者からのメッセージ に記載しております。 |
| | ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考 え方や行動の指針 | Ⅰ． １．監査事務所の最高責任者からのメッセージ、Ⅰ．2.（１） 監査法人八雲が提供する監査業務 に記載しております。 |
| | ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 （AQI：Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向 | AQI については、関連する項目の箇所に記載しております。<br>・Ⅱ． １．（３） 職業倫理の遵守及 |

| | | |
|---|---|---|
| | 上に向けた 取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 | び独立性の保持のための方針及び手続<br>・Ⅱ．１.（８）監査品質向上への取組み<br>・Ⅱ．１.（９）品質管理のシステムの監視<br>・Ⅱ．３.（２）構成員の状況<br>・Ⅱ．３.（４）人材教育に関する基本方針 |
| | ・監査法人における品質管理システムの状況 | Ⅱ．１.（１）品質管理に関する基本方針、Ⅱ．１.（２）品質管理担当の役割、Ⅱ．１.（３）職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続、Ⅱ．１.（４）契約の新規の締結及び更新の方針及び手続、Ⅱ．１.（５）審査の方針及び手続、Ⅱ．１.（６）専門的な見解の問合せ、Ⅱ．１.（７）IT 監査、Ⅱ．１.（８）監査品質向上への取組み、Ⅱ．１.（９）品質管理のシステムの監視に記載しております。 |
| | ・経営機関等の構成や役割 | Ⅱ．２.（１）組織・ガバナンスに関する基本方針 、Ⅱ．２.（２）組織図、Ⅱ．２.（３）社員会 に記載しております。 |
| | ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 | Ⅱ．２.（５）監督・評価を行う独立した第三者 に記載しております。 |
| | ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについ ての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 | Ⅱ．３.（５）構成員の兼業・副業、Ⅱ．３.（６）非監査業務への取組み に記載しております。 |
| | ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏 まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状 況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリテ ィ対策を含む。） | Ⅱ．４.（１）IT に関する基本方針、Ⅱ．４.（２）リスク管理委員会、Ⅱ．４.（３）情報セキュリティに記載しております。<br>監査マニュアルの様々な箇所において、不正リスクに対応した監査を実施すべく、具体的な実施内容やチェックリストなどを定めております。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 | Ⅱ．３．（１）業務運営に関する基本方針、Ⅱ．３．（２）構成員の状況、Ⅱ．３．（４）人材教育に関する基本方針 に記載しております。 |
| | ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されてい る状況 | Ⅱ．５．（１）報酬依存度、Ⅱ．５．（２）売上高・自己資本比率 に記載しております。 |
| | ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 | Ⅱ．６．国際対応基盤 に記載しております。 |
| | ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた 取組みの実効性の評価 | 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、対応しております。。 |
| ５－３ | グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包 括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 | グローバルネットワークやグループに属していないため、対応しておりません。 |
| | ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグ ローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 | |
| | ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的 （会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概 略を含む。） | |
| | ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置 とその評価 | |
| | ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグロー バルネットワークやグループとの契約等の概要 | |
| ５－４ | 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 | 当監査法人は、被監査会社の経営者・監査役等とのコミュニケーション時に意見交換を実施するほか、日本公認会計士協会 WEB サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所の情報開示一覧サイト」を利用し、代表社員・会長より、当監査法人の監査品質向上のための取組みに関するメッセージを動画として掲載するとともに、当監査法 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 人の WEB サイト内において「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公開して情報発信を行うことにより、意見を広く受け付ける体制を整備しております。また、監督・評価機関の構成員を選任し、独立性を有する第三者の知見を活用しております。 |
| ５－５ | 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。 | 原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性の定期的な評価を実施してまいります。 |
| ５－６ | 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有用な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。 | 当監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有用な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用していく予定です。 |